

管理職員等の範囲を定める規則

制定 昭和 41 年 8 月 19 日公平委規則第 5 号
改正 昭和 47 年 9 月 30 日公平委規約第 1 号
昭和 49 年 2 月 23 日公平委規則第 1 号
昭和 50 年 1 月 20 日公平委規則第 1 号
昭和 52 年 5 月 4 日公平委規則第 1 号
昭和 52 年 9 月 16 日公平委規則第 2 号
昭和 54 年 2 月 10 日公平委規則第 1 号
昭和 55 年 4 月 1 日公平委規則第 1 号
昭和 56 年 11 月 30 日公平委規則第 1 号
昭和 58 年 3 月 30 日公平委規則第 1 号
昭和 59 年 3 月 31 日公平委規則第 1 号
昭和 62 年 3 月 6 日公平委告示第 2 号
昭和 62 年 10 月 1 9 日公平委規則第 1 号
昭和 63 年 6 月 10 日公平委規則第 1 号
平成 3 年 5 月 10 日公平委規則第 1 号
平成 6 年 5 月 30 日公平委規則第 1 号
平成 6 年 7 月 1 日公平委規則第 2 号
平成 7 年 4 月 11 日公平委規則第 2 号
平成 7 年 10 月 31 日公平委規則第 1 号
平成 8 年 3 月 27 日公平委規則第 1 号
平成 8 年 8 月 8 日公平委規則第 4 号
平成 9 年 4 月 18 日公平委規則第 2 号
平成 10 年 6 月 26 日公平委規則第 1 号
平成 12 年 7 月 3 日公平委規則第 1 号
平成 13 年 6 月 13 日公平委規則第 1 号
平成 14 年 8 月 30 日公平委規則第 1 号
平成 15 年 8 月 26 日公平委規則第 1 号
平成 17 年 2 月 25 日公平委規則第 2 号
平成 19 年 9 月 1 日公平委規則第 1 号
平成 21 年 3 月 27 日公平委規則第 2 号
平成 21 年 5 月 8 日公平委規則第 3 号

平成 24 年 1 月 5 日公平委規則第 1 号
平成 27 年 6 月 24 日公平委規則第 1 号
平成 30 年 7 月 2 日公平委規則第 1 号
令和元年 5 月 24 日公平委規則第 1 号
令和 2 年 7 月 1 日公平委規則第 1 号
令和 3 年 6 月 25 日公平委規則第 3 号
令和 4 年 7 月 1 日公平委規則第 1 号
令和 5 年 5 月 18 日公平委規則第 1 号

注 平成 19 年 9 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 52 条第 4 項及び教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 21 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法第 52 条第 3 項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第 2 条 当該地方公共団体に勤務する職員のうち管理職員等は、別表左欄に掲げる機関について、それぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 47 年 9 月 30 日公平委規約第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 47 年 7 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 49 年 2 月 23 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 50 年 1 月 20 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 52 年 5 月 4 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 52 年 9 月 16 日公平委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 54 年 2 月 10 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 55 年 4 月 1 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 56 年 11 月 30 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 58 年 3 月 30 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 59 年 3 月 31 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 62 年 3 月 6 日公平委告示第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 62 年 10 月 19 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 63 年 6 月 10 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 3 年 5 月 10 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 6 年 5 月 30 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 6 年 7 月 1 日公平委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 7 年 4 月 11 日公平委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 7 年 10 月 31 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 8 年 3 月 27 日公平委規則第 1 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 8 年 8 月 8 日公平委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 8 年 7 月 1 日から適用する。

付 則（平成 9 年 4 月 18 日公平委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 10 年 6 月 26 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 12 年 7 月 3 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 13 年 6 月 13 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 14 年 8 月 30 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 15 年 8 月 26 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 17 年 2 月 25 日公平委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 19 年 9 月 1 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 21 年 3 月 27 日公平委規則第 2 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 5 月 8 日公平委規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 3 項の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 24 年 1 月 5 日公平委規則第 1 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 6 月 24 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 30 年 7 月 2 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和元年 5 月 24 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年公平委規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

（令 2 公平委規則 1 ・全改、令 3 公平委規則 3 ・一部改正、令和 4 公平委規則 1 ・一部改正、令和 5 公平委規則 1 ・一部改正）

1 鹿嶋市

機関	職
議会事務局	事務局長、参事、課長、副参事（議長が指定した者）
市長部局	部長、福祉事務所長、室長（部外室）、会計管理者、次長、福祉事務所次長、室長（部内室）、担当参事、参事、課長、センター長、室長（課内室）、所長、園長、斎苑長、担当副参事、副参事（市長が指定した者）、副園長、副斎苑長、人事、財政又は秘書を担当する課長補佐及び係長
会計課	参事、課長、副参事（市長が指定した者）
教育委員会事務局	部長、次長、担当参事、参事、課長、館長、分館長、室長、園長、所長、担当副参事、副参事（教育委員会が指定した者）、副園長、人事を担当する課長補佐及び係長
農業委員会事務局	事務局長、参事、課長、副参事（農業委員会が指定した者）
監査委員事務局	事務局長、参事、課長、副参事（代表監査委員が指定した者）
小学校	校長、副校長、教頭
中学校	校長、副校長、教頭

備考

- この表中「議会事務局」とは、鹿嶋市議会事務局設置条例（昭和 44 年条例第 11 号）第 1 条に規定する機関をいう。
- この表中「市長部局」とは、鹿嶋市行政組織条例（平成 26 年条例第 49 号）第 2 条に規定する機関をいう。
- この表中「会計課」とは、鹿嶋市行政組織規則（平成 27 年規則第 1 号）第 5

条に規定する機関をいう。

4 この表中「教育委員会事務局」とは、鹿嶋市教育委員会事務局組織規則（平成 6 年教育委員会規則第 3 号）第 3 条に規定する組織をいう。

5 この表中「農業委員会事務局」とは、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 26 条第 1 項に規定する職員により構成される組織をいう。

6 この表中「監査委員事務局」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 200 条第 2 項に規定する機関をいう。

7 この表中「小学校」及び「中学校」とは、鹿嶋市立学校設置条例（昭和 29 年条例第 26 号）第 1 条及び第 2 条に規定する機関をいう。

2 銚田市

機関	職
議会事務局	事務局長、参事、副参事
市長部局	部長、参事、福祉事務所長、会計管理者、課長、センター長、 所長、室長、副参事、人事、給与、財政又は秘書を担当する課 長補佐及び係長
教育委員会事務局	部長、参事、課長、館長、園長、所長、室長、副参事
農業委員会事務局	事務局長、参事、副参事
選挙管理委員会事務局	書記長、書記次長
小学校	校長、副校長、教頭
中学校	校長、副校長、教頭

備考

1 この表中「議会事務局」とは、銚田市議会事務局設置条例（平成 17 年銚田市条例第 5 号）第 1 条に規定する機関をいう。

2 この表中「市長部局」とは、銚田市部等設置条例（平成 17 年銚田市条例第 7 号）第 1 条及び銚田市行政組織規則（平成 17 年銚田市規則第 3 号）第 2 条に規定する機関をいう。

3 この表中「教育委員会事務局」とは、銚田市教育委員会事務局組織規則（平成 26 年銚田市教育委員会規則第 2 号）第 3 条に規定する組織をいう。

4 この表中「農業委員会事務局」とは、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 26 条第 1 項に規定する職員により構成される組織をいう。

5 この表中「選挙管理委員会事務局」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 191 条第 1 項に規定する職員により構成される組織をいう。

6 この表中「小学校」及び「中学校」とは、銚田市立学校設置条例（平成 17 年銚田市条例第 76 号）第 1 条及び第 2 条に規定する機関をいう。

3 神栖市

機関	職
議会事務局	事務局長、参事、課長、副参事、課長補佐
市長部局	公室長、部長、総合支所長、会計管理者、上席参事、次長、福祉事務所長、政策監、医療対策監、危機管理監、参事、課長、付（課長級）、館長、副参事、主任企画員、主任主計員、課長補佐、付（課長補佐級）、副館長、室長、所長、園長、企画員、主計員、主任保育士、主任保育教諭、秘書担当主査、係長及び主幹、人事、給与又は福利厚生を担当する主査、係長、主幹、主事及び主事補
会計課	参事、課長、副参事、課長補佐
教育委員会事務局	教育部長、上席参事、次長、参事、課長、付（課長級）、副参事、課長補佐、室長、事務所長、学校給食共同調理場長、副場長、主任指導主事、主任社会教育主事、館長、園長、副館長、主任教諭
農業委員会事務局	参事、事務局長、副参事、局長補佐
監査委員事務局	参事、事務局長、副参事、局長補佐
公平委員会事務局	事務局長、局長補佐、係長
小学校	校長、副校長、教頭
中学校	校長、副校長、教頭

備考

- 1 この表中「議会事務局」とは、神栖市議会事務局設置条例（昭和 63 年神栖町条例第 47 号）第 1 条に規定する機関をいう。
- 2 この表中「市長部局」とは、神栖市行政組織条例（平成 17 年神栖町条例第 13 号）第 1 条及び神栖市役所総合支所及び出張所設置条例（平成 17 年神栖町条例第 14 号）第 1 条に規定する機関をいう。
- 3 この表中「会計課」とは、神栖市行政組織規則（平成 17 年神栖町規則第 21 号）第 7 条第 1 項に規定する機関をいう。
- 4 この表中「教育委員会事務局」とは、神栖市教育委員会事務局組織規則（平成

17 年神栖町教育委員会規則第 5 号) 第 2 条に規定する機関をいう。

5 この表中「農業委員会事務局」とは、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号) 第 26 条第 1 項に規定する職員により構成される機関をいう。

6 この表中「監査委員事務局」とは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 200 条第 2 項に規定する機関をいう。

7 この表中「公平委員会事務局」とは、法第 12 条第 5 項に規定する事務職員により構成される機関をいう。

8 この表中「小学校」及び「中学校」とは、神栖市立学校設置条例(昭和 53 年神栖町条例第 23 号) 第 1 条及び第 2 条に規定する機関をいう。

4 鹿行広域事務組合

機関	職
事務局	局長、次長、副参事
養護老人ホーム鹿行潮来荘	所長、次長、副参事
広域消防	消防長、次長、参事、本部課長、署長、副署長、副参事、課長補佐、署課長、所長
霞ヶ浦聖苑	所長、次長、副参事
審査会事務所	所長、次長、副参事

備考

1 この表中「事務局」とは、鹿行広域事務組合事務局設置条例(昭和 50 年鹿行広域事務組合条例第 3 号) 第 1 条に規定する機関をいう。

2 この表中「養護老人ホーム鹿行潮来荘」とは、鹿行広域事務組合立養護老人ホーム設置条例(昭和 50 年鹿行広域事務組合条例第 12 号) 第 1 条に規定する機関をいう。

3 この表中「広域消防」とは、鹿行広域事務組合消防本部消防署の設置に関する条例(昭和 50 年鹿行広域事務組合条例第 14 号) 第 1 条及び第 2 条に規定する機関をいう。

4 この表中「霞ヶ浦聖苑」とは、鹿行広域事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例(平成 7 年鹿行広域事務組合条例第 6 号) 第 1 条及び第 2 条に規定する機関をいう。

5 この表中「審査会事務所」とは、鹿行広域事務組合審査会事務所設置条例(平成 18 年鹿行広域事務組合条例第 6 号) 第 1 条に規定する機関をいう。

5 鹿島地方事務組合

機関	職
事務局	事務局長、事務局次長、課長、副参事、課長補佐
消防本部	消防長、消防次長、参事、課長、副参事、課長補佐
消防署	参事、署長、副参事、副署長、分署長
公設鹿島地方卸売市場	市場長、市場長補佐
広域鹿嶋 RDF センター	所長
広域波崎 RDF センター	所長

備考

- この表中「事務局」とは、鹿島地方事務組合事務局設置条例（昭和 57 年公設鹿島地方卸売市場組合条例第 1 号）に規定する機関をいう。
- この表中「消防本部」及び「消防署」とは、鹿島地方事務組合消防本部及び消防署の設置に関する条例（平成 21 年鹿島地方事務組合条例第 28 号）に規定する機関をいう。
- この表中「公設鹿島地方卸売市場」とは、公設鹿島地方卸売市場条例（昭和 56 年公設鹿島地方卸売市場組合条例第 3 号）第 2 条に規定する機関をいう。
- この表中「広域鹿嶋 RDF センター」及び「広域波崎 RDF センター」とは、鹿島地方事務組合ごみ固形燃料化施設の設置及び管理に関する条例（平成 12 年鹿島地方事務組合条例第 2 号）第 2 条に規定する機関をいう。

6 鉾田・大洗広域事務組合

機関	職
事務局	事務局長

備考

- この表中「事務局」とは、鉾田・大洗広域事務組合事務局設置条例（令和 3 年鉾田・大洗広域事務組合条例第 4 号）第 1 条に規定する機関をいう。